

令和9年度 保育所等利用調整基準表

(基礎点数)														【市記入欄】			
事由		保護者の状況			月平均勤務（就学）時間								点数① /		点数② /		
					170 時間以上	160 時間以上	140 時間以上	128 時間以上	112 時間以上	96 時間以上	64 時間以上	48 時間以上	48 時間未満	父		父	
1	就 労	正規職員・非正規職員		11	0	-1	-2	-3	-4	-5	-6	-7	基礎 点数		基礎 点数		
		自営業・ 農林水産業	中 心 者	11	0	-1	-2	-3	-4	-5	-6	-7					
			協 力 者	7	160 時間以上		128 時間以上		96 時間以上		48 時間以上						48 時間未満
		内 職		4	<補足>												
		産前・産後休暇 育児休業		6	1 就労の勤務時間は労働時間と休憩時間を合わせた時間とし、収入が見込まれるものをいう。												
		2	妊 娠 ・ 出 産		6	2 三交替制等の変則勤務で、就業規則等でフルタイム勤務と規定されている場合は、月平均勤務時間170時間以上とみなす。											
3	疾 病 負 傷	入 院		12	3 自営業等の中心者とは、主体者として事業に当たっている者をいい、協力者とは、自営業等の中心者以外の者のうち、給与等の支給を受けている者をいう。								調整 点数		調整 点数		
		常 時 安 静		11													
		上 記 以 外		5													
		精神性	常 時 要 支 援	11													
			上 記 以 外	8													
		障 がい		重 度													11
		上 記 以 外	8														
4	同 居 親 族 介 護 看 護	入 院 付 添		11	4 産前・産後休暇終了後、育児休業を取得せずにすぐに職場復帰する場合は「産前・産後休暇 育児休業」以外の就労事由の基礎点数とする（復職申立書等の提出により復帰が確認できる場合に限る）。 5 障がいの重度とは、身体障害者手帳の第一種若しくは1級・2級、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級の所持者をいう。 6 疾病負傷の常時安静には、妊娠に伴うものを除く。 7 就学・職業訓練の時間は原則休憩時間等を含む拘束時間（通学時間は除く）とする。 8 関係行政機関との調整とは、関係行政機関からの意見書により児童福祉の観点から保育を必要とする度合が特に高く、かつ緊急性があると判断できる場合をいう。 9 利用調整は、クラス年齢ごとに合計点数順で行う。 10 市外受託申込者（利用希望月の前月末までの転入予定者、保育士の子どもの優先入所該当者を除く）の調整は、市内在住申込者の調整後に行う。 11 調整点数の減点により合計点数が0点以下となる場合は、0点とする。								調整 点数		調整 点数		
		障 がい 重 度		7													
		上 記 以 外		5													
5	災 害 復 旧		12														
6	求 職 中		2														
7	就 学 ・ 職 業 訓 練		8	120 時間以上			96 時間以上			48 時間以上		48 時間未満	合計		合計		
				0			-2			-4		-8					
8	関係行政機関との調整		13														

(調整点数)				
項目		内 容	点数	
A	きょうだいの状況	きょうだいが在籍している保育所等への申込みの場合（幼稚園部を除く）	+4	
		きょうだいが同時に利用調整を希望する場合（3人以上の場合も含む）	+1	
		きょうだいが重度な障がい児であり、障害者手帳等で確認できる場合（就学前のきょうだいに限る）（※1）	+1	
B	当該児童の状況	当該児童が集団保育可能な障がい児であり、障害者手帳等で確認できる場合	+2	
C	保護者の 就労状況等	保護者のいずれかが、長期間の単身赴任等（本市に隣接している市町で勤務している場合は除く）により常時家庭にいない場合	+1	
		保護者のいずれかが、育児休業期間の満了による申込みの場合（※2）	+2	
		妊娠・出産を事由とする場合で、常時安静が必要であると認められる場合	+5	
		ひとり親で求職中を事由としている場合	+2	
		ひとり親で職業訓練等を行っている場合	+2	
		保護者のいずれかが、自営業・農林水産業の協力者で、直近の源泉徴収票や中心者の確定申告書等で専従者給与の支払いが確認できる場合	+2	
		保護者のいずれもが、自営業・農林水産業の協力者で、直近の源泉徴収票や中心者の確定申告書等で専従者給与の支払いが確認できる場合	+4	
		市内の認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業所に勤務する保育士である場合	+3	
D	世帯の状況	当該利用希望年度の入所決定を辞退したことがある場合（1回目）※きょうだいが当該年度に既に申込みをして辞退した場合も対象	-5	
		当該利用希望年度の入所決定を辞退したことがある場合（2回目以降）※きょうだいが当該年度に既に申込みをして辞退した場合も対象	-10	
		保護者のいずれかが、離別・死別・未婚・行方不明等によりいない場合	+12	
		生活保護受給中であって、就労（見込みを含む）を事由とする場合	+2	
		令和9年4月1日時点で65歳未満の同居所の祖父母（昭和37年4月2日生まれ以降）の保育を必要とする理由が確認できない（同居所の祖父母の「保育を必要とする証明書」等の提出がない、保育を必要とする事由に該当しない）、または求職中の場合（※）	-3	
		両親又はひとり親の死亡・離別・行方不明・拘禁等により親子別居となり、祖父母等が監護している場合	+1	
		児童の健全な成長に関し、特別な支援を要すると認める場合（事由8（関係行政機関との調整）による場合を除く）	+2	

（※1）…障がいの重度とは、身体障害者手帳の第一種若しくは1級・2級、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級の所持者をいう。
（※2）…連携施設の決定に伴う利用調整は除く

（合計点数が同点の場合の優先順位 ※1から順に比較する）

比較項目			優先度	
			高い	低い
1	「新規申込」と「転園申込」		新規	転園
2	「基礎点数平均」		高	低
3	希望園が第1希望		該当	非該当
4	障がい者のいる世帯		該当	非該当
5	多胎児の申込		該当	非該当
6	同一世帯内の就学前きょうだいの数		多	少
7	同一世帯内の小学校6年生以下のきょうだいの数		多	少
8	ひとり親世帯		該当	非該当
9	近接地（本市に隣接している市町）以外の勤務地		該当	非該当
10	保護者の市内在住年数の長い世帯（保護者の在住期間が異なる場合は長い方を基準とする。） ※再転入等の場合は、直近の転入からの在住年数とする。		長	短
11	申請保護者の自宅から希望園までの直線距離 ※利用希望月前月までに転入・転居予定の場合、転入・転居後の住所を使用する（ただし申込締切までに住所が分かる書類の提出がある場合に限る）		短	長